**⑩　同盟**

**Ⅰ．同盟の一般的性質**　　モーゲンソー『国際政治』12章

同盟は、【　　　バランス　・　　オブ・　　パワー　】の必然的機能である。

→外国も他国も巻き込んで行う

**同盟政策**：自国の力に【　　　他国の力　】を追加する、敵対国から【　　他国の力　　】を引き離す

→自らの見方をよくする

→自らの同盟を強くする

→結局アメリカは中国を自分の側につけてしまった

→自分の見方につけてしまった

1. 同盟を追及すべきか否かは、【　原則　】の問題ではなく【　便宜　】の問題

→一般的な原則

→日応対効果で効果の方が上回るかどうかが一番

①同盟を回避：1)十分に【　強く　】他から助力を受ける必要がない。

　2)同盟から生ずる【　　義務負担　　】が、予想される【　利益　】を越えそうである。

→同盟を結ぶことによって義務負担が出てくる

　3)共通の利益が【　明白　】　1823年－1941年の米英関係（欧州の勢力均衡の保持）

→イギリスもアメリカも、同じ

→欧州→大陸を意味する

→勢力均衡、→大陸の均衡、イギリスは入っていない

→欧州大陸は一つの国によって、できる

→背後からハサミうちにする

→アメリカ→欧州が統一されてしまうと、そこを足場として、危なくなっていく

→欧州の勢力均衡が一番いい

②利益の共有が同盟の明示的な定式化（同盟条約の【締結】）を必要とする条件

　目的や手段について【　　限定条件　　】を課すという形でいっそう明確化する。

　1894年の【　露仏　】同盟　応援義務発生事由：【】／伊⇒仏、独／【　】⇒露

19c から20cの米英関係は欧州の勢力均衡が一番のトピック

→その国に対して抵抗

→同盟関係が明確であり、抽象的

→支援する利益が限定的

→条約によって明確化すべき

２．同盟の特徴

①**利益関係**：1)利益の【一致】（米英）、2)【補完】（米パキスタン）

→パキスタンはアメリカにとって協力相手というもの

→パキスタンとはインドとの関係においてのもの

→補完関係

　3)【　　　イデオロギー　　　】的な約定の追加　「民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配」

→同盟関係は利益が一番大切

→利益が共通の利益としてものである必要がある

→共産主義のもの

→利益が衝突

②**利得の配分**：1)【　相互　】的(お互いに助け合う )、2) 【　片務　】的　力の配分を反映（強国との同盟回避）

→日本はアメリカに対して基地を提供する

→日本は同盟関係→米とは非対称的な形になる

→強国との同盟は回避すべき

③**利益の共有度**：1)【　全般　】的（戦時同盟）、2)【限定】的（平時の同盟）

→イギリスとポルトガルの関係がいい例

④**時間的継続性**：1)【一時】的（全般的）、2)【　高級　】的（限定的）　同盟条約は短命

→利益が変わってくる

⑤**効力**：1)【　効果　】的（目的、政策・手段の合意）、2)非【　効果　】的（合意なし）

→合意ができない

→平時は同盟作るのが難しい

→同盟関係も効力を産んでくる

**Ⅱ．近代欧州における歴史的事例**　　モーゲンソー『国際政治』12章

→3つの大きなグルーピング

1. 同盟対世界支配

→多数対１という関係

　他国の【　　世界支配　　】の意図に対抗して、独立を切望している諸国の【　同盟　】

→周りの国が抵抗する

16C神聖ローマ帝国【　　　カール五世　　】が率いた、17C仏【　　　ルイ14世　　】、18C末・19C初仏(フランス革命の後のナポレオンの登場)

→どれも国力がぱなかった

→太平洋戦争→日本の野望に対していろんな国が対抗していく

２．同盟対対抗同盟

①**近代**：構成要素－欧州諸国＋【　トルコ　　】、【　18　】C**勢力均衡の黄金時代**

**→勢力均衡のもの**

**→トルコを外すわけにはいかない**

**→**

1713年【　　ユトレヒト　　　】条約　スペイン継承戦争後、均衡樹立　⇒同盟戦争→文面に勢力均衡のことがあらわている

→均衡を樹立したもの

→同盟の間で均衡が起こる

→国家の手段としてもの

→武力行使が禁止されているのは１９cに入ってから

②**ウィーン条約締結後**：勢力均衡の【　　世界規模　　】のシステムへと漸次拡大　WWIで完成

③**戦間期**：仏＋【　東欧　】諸国⇔枢軸同盟、ソ連の中立化を狙う。

３．バランスの保持者「光栄ある孤立」の地位　16Ｃの【　ベニス　】(イタリアの北の方)と16Ｃ以降の【　イギリス】

→バランサー

→バランスが崩れそうになった

**Ⅲ．「日米安全保障条約」（1960年承認・発効）**　　『白書』281-283

**第５条　日本に対する【　　武力攻撃　　】の場合の共同防衛**

各締約国は、日本国の【施政】の下にある領域における、いずれか一方に対する【武力攻撃】が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて【共通の敵】に対処するように行動することを宣言する。

→領土紛争についてはアメリカは中立を保つのである

→施政、どっちが実効支配しているのかが重要

→第５条が尖閣に適用される

→尖閣が日本のものであるかどうかが重要

→尖閣が外国のものによって発動される場合は、明確に攻撃がなされる

→組織的に攻撃

→漁民に扮装した尖閣に衝突

**第６条　日本による米軍への【基地】の許与**

【　安全　】に寄与し、並びに【　　　　国際の平和及び安全　　　　】の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において【　　　　施設及び区域　　】(基地ということ)を使用することを許される。

**日米同盟**：日米安保体制を基盤として安全保障・政治・経済の各分野で緊密に協調・協力

**→日米同盟**

**→「極東」昔の表現**

**Ⅳ．「日米防衛協力のための指針」**　　『白書』284-292（資料491-496）

**日米同盟にはガイドラインがあり、重要なポイントがある**

**１．78ガイドライン**冷戦時代 P 285

日本に対する【　　武力攻撃　　】（第5条事態）への対応中心　「同盟」　共同訓練活発化

→それまでの日本は弱すぎた

→アメリカと日本

→政治レベルにまでにあげてきた

**２．97ガイドライン**冷戦終結などの安全保障環境の変化　→朝鮮半島が不安定化

→非公式に米軍から自衛隊に対して色々な要望があったが9条問題があり、答えられなかった

【　　　周辺地帯　】（第6条事態）(呼び名が極東の変化)への対応と協力の拡大　【　　　後方地域　】支援、これによって武力攻撃はせず、米軍お支援のみ]

→前線にはいかない

**３．新ガイドライン（15年策定）**様々な課題や不安定要因が顕在化・先鋭化・深刻化

・【　　政府一体　　】となっての同盟としての取組

→警察や海上保安庁の強力などがある

→様々な政府一体となってやっている

→政府一体となってやっている

・米国は、引き続き、その【　核戦力　】を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して【　　拡大抑止　　】を提供する。

→拡大抑止は非常に難しい

**Ⅲ．強化された同盟内の調整**：　【　　同盟調整　　】メカニズム（ACM）　図表（290-292）

→P290 →新ガイドラインではあらゆる段階で同盟調整メカニズムが働いてしまっている

→グレーゾーン

→漁民を扮装させて上陸させる

→尖閣諸島の周りでやる

→有事でもないへいじでもない

→同盟調整メカニズムの段階が書かれている

→色々なメカニズムが書かれている

→平時から作戦を練る

→そのようなメカニズム

**Ⅳ．日本の平和及び安全の【　切れ目　】のない確保**　重要影響事態安全確保法　事態対処法

→平時から同盟調整メカニズムを立ち上げる

　　平時：米軍への物品・役務の提供、米軍の【　アセット　　　】（装備品）防護　自衛隊法改正

→守ってあげることができる

→平時でもない有事でもない

　　グレーゾーン事態・重要影響事態：【　後方　】支援など　地理的制約が撤廃

→前までは地域を区切っていた

→単なる法律論、実際には全く関係ない

　　存立危機事態：【　　　集団的自衛権　　】権の限定的行使、米軍の【　　アセット　　】防護

**Ⅴ．地域の及びグローバルな平和と安全のための協力**　国際平和【　支援　】法

　　国際平和【　　共同対処　　】事態：米軍に対する協力支援

・地域の及び他の【パートナー(同盟国じゃないけど、緊密な関係を持っている国々

)】並びに【　　国際機関　】との協力

**Ⅵ．【　　宇宙】及び【　　サイバー　　】空間に関する協力**

**●質問コーナー**

**政府一体の取り組み**

**→グレーゾーン事態→警察とか自衛隊とかが組まないといけない**

**→サイバー攻撃から民間を守らないといけない**

**→様々な問題となっている**

**→軍隊だけに任せるわけにはいかなくなってしまった。**

**２、利益が限定的**

**→同盟→露仏同盟は助け合う場合が限定的、両者の利益が一致していないため**

**→こういう時に限定している**

**→どの国が襲ってくるかが限定的**

**→潜在的脅威**

**→長くは続かない**

**→日米安保条約**

**ソ連が妨害しても、今でも使っている**

**→部分的には協力しない**

**３→シビリアンコントロール**

**→関係性→政治が軍事をコントロール**

**→しびりあん(軍人じゃない人)が軍隊をコントロールしていうという現状**

**→海軍と陸軍→軍隊が好き勝手にできる余地が大きくなっていった**

**→それまでの自衛隊と軍事のコントロールが政治家が議論できなくなってしまった**

**→防衛計画の大綱**

**→それを閣議決定をするということ**

**→防衛計画の大綱→日米の防衛協力の指針を作っていく**

**→大臣が作っていく**

**→ベトナム戦争　→　軍事の話をすると、これに巻き込まれる恐れがあった**

**→ベトナム戦争がひと段落したところで軍事の話をするようになった**

**国際平和支援法→国際平和共同対処事態**

**→日本もなんとかした方がいい、**

**→安全保障法制→上記の法ができた**

**→わざわざ新しい法律ができた**

**最初から強固ではなかった**

**→集団的自衛権の行使ができるようになってから**

**→日米同盟→日本は基地を貸す**

**→日本の基地　→しかし、軍事とぐんじの協力という意味では少し片務的**

**→有事の場合は、韓国軍の方を使う**